

「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討のための論点及び論点に対する考え方の整理（案）

論点及び論点に対する考え方	備考
<p>1 自治基本条例制定の必要性について</p> <p>栃木県はどのような自治基本条例の制定を目指すべきか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県がつくる自治基本条例は、県と住民との距離も遠く、県が行う仕事の性質からしてもシンボリックなものでいい。余りにも住民自治にウエイトを置いた条例を目指す県の有様自体も否定することになる。（第1回懇談会） ・県は基礎自治体である市町村が集まって広域自治体を形成しているため、県が自治基本条例をつくるとなると国連憲章に近いものになる。（第1回懇談会） ・行政基本条例にすると県民参加、議会等の規定がなく、協働も謳われないことになるが、今後の県と県民のあり方を規定する観点から考えると、それでは意味がない。（第1回懇談会） ・制定するのであれば、現在地方自治法に規定されていないたとえば協働などがきちんと規定できるものでなければならない。（第1回懇談会） ・条例を制定することによって新しい考え、ルールを考え出せなければ意味がない。 ・行政内部だけの規範となるものでは意味がない。（第1回懇談会） ・住民自治にウエイトを置いて、県民の参画と協働を県政運営の基本にすることだけが定められる条例であればいいのではないか。（第2回懇談会） ・まず、市町村が自治基本条例を制定すべきであり、県は市町村で規定できないものや広域的なものについてのみ規定すべき。（第2回懇談会） <p>自治基本条例を制定することにどのような意義があるのか？</p> <p>（積極的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権時代の自治体にとって、自己決定・自己責任の柱となるものが必要である。 ・住民自治を根付かせるための取組として必要である。（第1回懇談会） ・時代変化が激しい時だからこそ、普遍的な事項については、条例できちんと確認しておく必要がある。（第2回懇談会） ・自治体の存在意義やアイデンティティを示すものが必要である。（第2回懇談会） ・市町村でカバーできない項目を規定する等、市町村をバックアップする条例が必要である。（第2回懇談会） <p>（消極的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例が制定されることにより、何か実効性が上がるのか疑問だ。（第1回懇談会） ・現在、地方自治制度全体の将来像が見えてこない中で条例をつくる必要はない。（第1回懇談会） ・住民に直接触れる機会のあまりない県に必要はない。（第1回懇談会） ・住民の行政に対する熟成度の問題がある。（第1回懇談会） 	<p>（今後の検討方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の必要性の議論をどのように進めるか検討する必要がある。 様々な議論があることを考慮し、当面は、条例に規定すべき内容を幅広く検討することにより条例の必要性の議論を深めていく必要がある。 ・自治の現状（国、県、市町村、県民）を明らかにしながら条例化の必要性を議論する必要がある。 ・地方自治制度の今後の行方を踏まえて議論する必要がある。

- ・住民自治の意識を高めるといったことのみが、制定の目的となるなら、意味がない。費用対効果も考えなければならない。(第1回懇談会)
- ・住民自治を突き詰めると、市町村をより一層充実させるという結論になるため、県の拠り所を制定する目的で条例検討を始めても、結局は県不要論にいきつく。(第1回懇談会)
- ・道州制に移行した場合は、自治基本条例は改廃されることとなる。(第2回懇談会)
- ・県の役割は、自ら条例を制定することではなく、まず住民に近い基礎自治体である市町村が条例を制定する必要性について働きかけを行うことである。(第2回懇談会)
- ・基礎自治体である市町村に住民自治の機運やアイデンティティの発露が見られないなら県が先陣を切って条例を制定すべきではないのでは。(第2回懇談会)
自治基本条例を制定する目的は何か？
- ・地方自治体の拠って立つべきものの正統性を自治基本条例に求めるべき。(第1回懇談会)
- ・協働を考える場合は、自治体や県民の自立がなければならず、その自立を担保するものが自治基本条例である。(第1回懇談会)
- ・国と県との関係、県と企業との関係を検討していく必要がある。(第1回懇談会)
- ・町づくり、住民自治の充実のための手段として制定する必要がある。(第1回懇談会)
- ・県が今まで定めてきた条例、規則、要綱等を統括する基本的な条例が必要である。(第2回懇談会)
- ・栃木県の進むべき方向性、方針について明確にする必要がある。(第2回懇談会)
- ・国、県、市町村という行政主体、住民や住民の団体といった新たな地域の担い手の関係を規定すべき。(第2回懇談会)
- ・立場の違う者が会って新たな価値を生み出すという協働の定義について条例できちんと定義すべき。(第2回懇談会)
自治基本条例の構成はどのようにすべきか？
- ・議会制民主主義を前提にした条例として検討していく必要がある。(第3回懇談会)
- ・自治基本条例は、県、県民、議会等の守りごとを決めていくものであり、それぞれの役割を明確にしていくものとすべきだ。(第3回懇談会)
- ・住民自治、子どもから大人、外国人を含めた県民の位置づけ等を規定していくべきだ。(第3回懇談会)
- ・既存の条例との整合性を図る必要があるが、行政手続法等の統治規定と細部まで整合性を図ると内容の硬直化を招く。(第3回懇談会)

2 自治基本条例に規定する内容について

(1) 「基本理念」に関する事項について

基本理念を自治基本条例に規定する必要性は何か？

- ・地方自治の本旨である団体自治と住民自治を、自治体の基本理念として明確に規定する必要がある。(第3回懇談会)

・基本理念として掲げるべきものがどの程度あるのかによる。

自治基本条例の策定主体、誰による誰のための(誰に宛てた)条例であるとするのか？

- ・自治基本条例は、県民や行政、議会を含めた複数の当事者の合意や協定であるので主語は複数になる。(第3回懇談会)
- ・基本は県民が主体となって県に宛てた条例である。(第3回懇談会)
- ・それぞれの条文によって名宛人が別になることが考えられる。(第3回懇談会)
- ・実態からすれば、県が条例をつくるのであり、この意味から言えば、県が主体となるものである。(第3回懇談会)
- ・個別の条文を検討する過程で個別に議論すべきである。(第3回懇談会)
- ・個別の条文における主語については、「栃木」といった場合に地域を指すか県庁を指すかといったことも明確にする必要がある。(第3回懇談会)
- ・制定過程においては、出来るだけ県民の広い意見を反映したものであるべきだ。(第3回懇談会)

基本理念の性格をどのようにとらえ、どの程度の内容とするのが適切であるのか？

- ・既存の条例の理念と十分に整合性を図る必要がある。(第3回懇談会)
- ・**県は県民の信託により運営され、県民はまちづくりにきちんと取り組むといった内容が規定されるべきだ。**
- ・自治の基本的な考え方を具体的に述べていくことが基本理念になるため、どのように具体的に書き込んでいくかが重要だ。
- ・**何の基本理念なのかをよく検討すべき。自治そのものの基本理念を言うのか、条例を定めるための基本理念を言うのか。**

地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」の理念や原則についてどのように取り扱うべきか？

具体的には、「住民自治」「団体自治」の原則の明記や、具現化するための「住民参加」「住民の権利保障」「国や市町村との役割分担」などに関する基本的な考え方を規定する。

- ・団体自治、住民自治の原則を明記し、特に住民自治に焦点を当てるべきだ。(第3回懇談会)

(今後の検討方向性)

- ・議会制民主主義、二元代表制等、地域における民主主義の原則や制度を念頭に置きながら、本県自治のあり方や条例における規定内容について検討していく必要がある。

- ・ 県政運営の相手方は県民直接とならないため、条例は市町村に対して明示し、市町村に対する約束となるものだ。(第3回懇談会)
- ・ 県民一人ひとりの自立、県民の協働、補完性の原理を位置づけるべきだ。
(第3回懇談会)
- ・ **住民自治と団体自治、あるいは、民主主義と自由主義、どちらの観点に重きを置きながら検討するかによって内容が変わってくる。**
基本理念を前文として明示するのが適当か、条文として規定するのが適当か？
- ・ 前文は法規範性はないが、栃木の特徴や栃木らしさを条例に打ち出すために規定すべきだ。(第3回懇談会)
- ・ 前文に栃木県としての一体感や多様性を謳うべきだ。(第3回懇談会)
- ・ 前文に県としてのアイデンティティや愛県心といったことを謳うべきだ。
(第3回懇談会)
- ・ **前文は、制定の背景や経過、栃木県のアイデンティティといったものが一般的に述べられる。**
- ・ **前文で条例を制定するに至った背景や決意を述べ、これに基づいて基本理念は具体的に記述される。**

(2) 「県民」に関する事項について

「県民」について、その定義や範囲を条例において明らかにする必要があるか？

- ・ 「**県民**」という言葉**を定義しておく場合、一般的には、定義された県民に権利を付与し、自由を制限するとともに、義務を課すような法規性を持つ。**
- ・ **義務を課したり、権利を制限したりする場合は、対象者は限定されるため、県民の範囲は狭くなる。**
- ・ **定義規定をおく場合は、権利・義務の観点から住民そのものは狭くとらえた方がいい。**
- ・ **基本理念の規定内容によって県民の範囲の議論も影響を受けることになる。**
- ・ **条例の中身によって県民の範囲も変わってくる。**
- ・ **県民という言葉が主体として使われるのか、客体として使われるのかによって定義の範囲が違ってくる。**
- ・ **県民の範囲は、立法目的に沿って検討していく必要がある。**

(「県民」の定義に関する事項について)

県内に通勤、通学する者や、県内で活動する個人、団体などを含める必要があるか？

- ・ **滞在者や通過者を県民の範囲に加えると、いわゆる政治の信託とはならない。**
- ・ **条文によって含める場合もあり得る。**
- ・ **企業については、地域社会を構成する一員として社会的責任を有し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するといった規定が必要ではないか。**
- ・ **納税者としての事業者を何らかの形で位置づけていくべきではないか。**

(今後の検討方向性)

- ・ **定義は、法規制の意味合いを持つことを念頭に置きながら、検討する必要がある。**
- ・ **自治、ガバナンスを基本にして県民の範囲を議論していく必要がある。**

- ・NPOを含めるのかどうかはよく検討する必要がある。
- ・立法目的によって県民の範囲は違ってくるため、他条例と全て整合性を図る必要はない。

在住外国人の取扱いについて検討する必要があるか？

- ・税金を納めている外国人も自治の担い手であるため、県民の範囲に含めるかどうか検討する必要がある。

(「県民の権利」に関する事項について)

どのような権利を自治基本条例で保障することとするのが適切か？

- ・県民には、まちづくりに参加する権利、県政情報を得る権利を保障する必要がある。
既存の権利は自治基本条例に規定することにより確認されることになるのか？
- ・法令で権利設定をしているものを条例で規定すると単なる確認規定になってしまう。
規定すべき新たな権利はあるのか？
- ・県政に参加する権利が一番重要な権利である。
- ・まちづくりの観点から参加する権利について検討する必要がある。

県民に保障する権利を担保するための具体的な仕組みや制度を同条例で規定する必要はあるか？

- ・県民に対する個別の権利設定は、個別の条例で規定せざるを得ないのではないか。

(「県民の義務、責務」に関する事項について)

権利と表裏の関係にある「県民の義務、責務」の規定は必要か？

- ・県民の義務を確認的に入れておくべきだ。
県民が担うべき責任、責務などについての規定は必要か？
- ・県民には県民としての責務、法人には事業者としての責務、そして、県民参加の推進の範囲で、青少年や子供がまちづくりに参加する場合は、成人のサポートの義務といった規定が必要だ。